

平成28年3月28日

就労継続支援A型事業所 各位

京都市保健福祉局  
障害保健福祉推進室施設福祉課長  
(施設福祉担当)  
(電話：075-222-4161)

## 平成28年度以降の就労継続支援A型事業の利用に係る支給決定の取扱いについて

平素は本市の障害保健福祉行政の推進に御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記の件について、就労継続支援A型事業は、厚生労働省の通知において、暫定支給決定の対象サービスとなっており、本市でも新規申請があった場合、原則2ヶ月以内の暫定支給決定を行い、その際に受給者証に暫定支給決定期間終了日を印字して交付し、期間終了後については、窓口で再交付を受けることなく本支給決定扱いとしています。

ただし、新規申請があった利用者について、すでに暫定支給決定期間中に行うアセスメントと同等と認められるアセスメントが行われており、改めて暫定支給決定期間によるアセスメントを要しないと市町村が認めるときは、暫定支給決定期間を設けなくても差し支えないものとされています。

この度、暫定支給決定の設定しない取扱いに係る問い合わせ等が多数あることから、その具体的な取扱い方法について下記の通り定めましたので、通知いたします。

また、本市指定様式の報告書については京都市情報館へ掲載しておりますので、ご確認ください。

### 記

- 1 暫定支給決定期間を省略する場合は、次の要件を全て満たすこと
  - (1) 利用者が、当該事業所との雇用契約の継続を前提として、暫定支給決定を経ずに本支給決定を希望していること
  - (2) 事業所が、採用（選考）試験または事前のアセスメントにより、利用者の意向や適正を踏まえ、雇用期間の定めなく、継続的に雇用することが可能と判断した上で、雇用契約を締結する予定であること
  - (3) 上記の要件を証明する次の書類が、支給申請時に提出されていること。
    - ア 就労継続支援A型に係るアセスメント報告書（本市指定様式）
    - イ 雇用契約書等の採用予定が分かる書類（雇用開始日が明記されていること）
    - ウ アセスメント票（様式は任意）

### 2 留意事項

暫定支給決定を省略したいがために、暫定支給決定とされていることを理由に利用を拒否することがないようにすること。このような事例等が見受けられた場合は、不適切な事業運営として指導対象となることに留意する。